様式第１号（第６条、第１３条関係）

年　　月　　日

黒潮町長　　　　　　様

黒潮町事業復活支援金給付申請書

黒潮町事業復活支援金の給付を受けたいので、黒潮町事業復活支援金給付要綱第６条の規定により、次のとおり申請します。

１　申請金額　　　　金　　　　　　　　　　　円

２　申請者及び事業所

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者住所 |  |
| 法人名 |  |
| 氏名（法人の場合は、代表者役職及び氏名） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号 |
| 種　別 | □中小法人　□個人事業者　□農林水産業（個人） |
| フリガナ |  |
| 事業所（施設、店舗等）名 |  |
| 所在地 | 〒電話番号　　　（　　　　）　　 |

３　振込先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 銀行　信用金庫　農協　漁協 |  | 支店　出張所支所 |
| 口座の種類 | 普通・当座 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |

４　添付書類

　（１）　黒潮町事業復活支援金申請額の算定（別紙）

（２）　黒潮町事業復活支援金の給付申請に係る誓約書（様式第２号）

（３）　次のア又はイの区分に応じ、当該区分に掲げる者の確定申告書等の写し

ア　個人事業者　次の（ア）から（ウ）までに掲げるもののいずれか

（ア）　青色申告の者　基準期間をその期間内に含む全ての年分の個人確定申告書第一表の写し及び所得税青色申告決算書の控え

（イ）　白色申告の者　基準期間をその期間内に含む全ての年分の個人確定申告書第一表の写し

（ウ）　住民税申告の者　居住地の基準期間をその期間内に含む全ての年分の住民税申告書

イ　法人事業者　次の（ア）及び（イ）に掲げるもの

（ア）　基準期間をその期間内に含む全ての事業年度の法人確定申告書別表１の写し及び法人事業概況説明書の写し

（イ）　申請者の履歴事項全部証明書（提出時から３箇月以内に発行されており、かつ申請時の代表者氏名の記載のあるもの）

（４）　対象月の月間の事業収入が確認できる帳簿等の写し

（５）　申請者名義の振込口座の通帳の写し

（６）　本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証又はマイナンバーカード等）

（７）　その他町長が必要と認める書類

別紙

　黒潮町事業復活支援金申請額の算定

|  |
| --- |
| 基準とする期間の選択□平成３０年１１月から平成３１年３月まで　□令和元年１１月から令和２年３月まで□令和２年１１月から令和３年３月まで |
| 対象月の選択□令和３年１１月　□令和３年１２月　□令和４元年１月　□令和４元年２月□令和４元年３月 |
| （１）法人事業者の場合 |
| 基準とする期間 |
| 基準期間１１月の月間事業収入円　 | 基準期間１２月の月間事業収入円　 | 基準期間１月の月間事業収入円　 |
| 基準期間２月の月間事業収入円　 | 基準期間３月の月間事業収入円　 | 月間事業収入の合計　Ａ円　 |
| Ｂ：対象月の月間事業収入 | 円　 |
| 基準期間の対象月同月を含む事業年度の年間事業収入 | 円 |
| Ｃ：申請額　Ａ－Ｂ×５ | 円 |
| （２）個人事業者の青色申告の場合 |
| 基準とする期間 |
| 基準期間１１月の月間事業収入円　 | 基準期間１２月の月間事業収入円　 | 基準期間１月の月間事業収入円　 |
| 基準期間２月の月間事業収入円　 | 基準期間３月の月間事業収入円　 | 月間事業収入の合計　Ｄ円　 |
| Ｅ：対象月の月間事業収入 | 円　 |
| Ｆ：申請額　Ｄ－Ｅ×５ | 円　 |
| （３）個人事業者の白色申告又は住民税申告の場合 |
| Ｇ：基準期間の１１月を含む年の年間事業収入 | 円　 |
| Ｈ：基準期間の１月を含む年の年間事業収入 | 円　 |
| Ｉ：対象月の月間事業収入 | 円　 |
| Ｊ：申請額　Ｇ÷１２×２＋Ｈ÷１２×３－Ｉ×５ | 円　 |

様式第２号（第６条、第７条、第１３条関係）

黒潮町事業復活支援金の給付申請に係る誓約書

　私（法人・団体）は、黒潮町事業復活支援金（以下「町支援金」という。）の申請に当たり下記のことを誓約します。

記

１　黒潮町事業復活支援金給付要綱（以下「要綱」という。）第３条の給付対象者の要件を満たしていること。

２　町支援金の支給を受けた後も事業を継続する意思があること。

３　要綱第６条の規定により申請した情報に虚偽のないこと。

４　町支援金に係る関係書類を７年間保存すること。

５　町長の求めに応じて、上記４で保存している情報を速やかに提出すること。

６　町長が要綱第１２条の規定により行う事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。

７　不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治４０年法律第４５号）各条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報及び提出書類等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない町支援金を受け、又は受けようとすることをいう。以下同じ。）等が発覚した場合には、要綱第１３条第２項の規定に従い町支援金の返還等を行うこと。

８　要綱の規定に従うこと。

　　年　　月　　日

黒潮町長　　　　　　様

申請者住所

　　　　　　　　　　　　　　　　法　人　名

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者又は個人事業者等の氏名

※　氏名は、法人の代表者又は個人事業主の自署又は記名押印により記入をしてください。